

# おんじゅく 議会だより

号外 平成 27 年 3 月

●発行 / 千葉県御宿町議会 ●編集 / 議会だより編集委員会 ●発行責任者 / 中村俊六郎

平成 27 年第一回定例会に「好きです おんじゅくの会」より「御宿町議会改革を求める請願書」が提出されました。

議会として、この事を重く受け止め号外を発行するとなりました。



御宿町議会議長  
中村俊六郎

請願に対する反対討論は石井芳清議員がおこない賛成討論はありませんでした。

**採決の結果、賛成者 2 名、反対者 8 名で不採択となりました。**

下記に請願書と討論を紹介します。



## 御宿町議会改革を求める請願書

平成 27 年 2 月 26 日

御宿町議会議長 中村俊六郎 様

請願者「好きです おんじゅくの会」

御宿町上布施 1349-2 永石伸一

御宿町御宿台 222-11 堀川賢治

御宿町岩和田 949 後藤 滋

御宿町高山田 1885 井上宙丈

御宿町須賀 488-1 伊藤昭彦

紹介議員 御宿町議会議員 大地達夫

請願趣旨

御宿町は平成の市町村合併の動きには乗らずに、8000 人町民の力を合わせて、町づくりを進めていく道を選択しました。

この間、地方市町村の衰退が懸念される中、御宿町の人口は豊かな自然環境を求める都会からの移住者の増加によって、ほぼ 7900 人を維持し、町の財政規

模もほぼ 30 億円台を保ってきましたが、少子高齢化は年々進行し、現在高齢化人口比率は 45.5% と千葉県下一となっています。

高齢化率が高いということはお年寄りが元気ということでもあります。町人口が横ばいの中では、働き盛りの若年層が減少していることの現れでもあり、このままでは町の活力が年々衰えていくことを示唆しています。

御宿町は千葉県下の 54 市町村の中で、人口規模下位 5 位に入る少人口の町ですが、行政・議会・町民が一体となって町づくりを進めるには理想的な規模と言えます。

御宿町をより活気のある元気な町、誇れる町としたいと願う多くの町民が数多くのボランティア活動や町民活動を通じて、協働の町づくりに参加し、町の活性化に大きな貢献をしてきています。

他方、議会も「行政との連携」「政策提言の議会」を謳い、町づくりに努めていますが、まだ町民の期待にしっかりと応えた姿とはなっていません。

御宿町を「活力あふれる御宿にできるか、衰退を

待つ御宿にしてしまうか」は、議会の役割がその鍵を握っていると言っても過言ではありません。

本年 9 月には議会議員選挙があります。私たち「好きです おんじゅくの会」は町民を代表してここに、町民の請願署名を添え、次のとおり 3 項目の議会改革を要望します。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願します。

請願事項

1. 議会議員定数の削減  
現行議員定数 12 名を 2 名削減して 10 名とする
2. 御宿町選挙公報の発行に関する条例の厳格運用  
経歴として議員経歴は記載必須事項とする  
また、生年月日・年齢も記載必須事項とする
3. 議会議案採決の際の各議員の賛否の明確化  
議案審議における賛成、反対の議員名を「議会だより」に明記する

## 反対討論

請願に反対の立場で討論を行います。

請願事項 1、の議会議員の定数削減は、請願主旨において、定数を減じる事がどのように議会改革につながるのかの合理的理由がなく、定数は平成 23 年の議会改革委員会の報告のとおり、これ以上の削減は議会としての権能を失う恐れがあり、賛成できません。

民意を反映させるためには、定数を減らすのではなく、逆に増やす事で、多様な意見を反映させる事ができます。国が各種団体に女性の参画を求めているなかで、女性が気軽に町政に参画できるようにするためには定数を増やす事も必要です。

議会費の予算に占める割合は、一般会計で 2.7%、特別会計を含めると 1.3% ほどであり、特別会計まで含めて約 60 億円の予算に対し、住民要望の反映や、住民のための予算をチェックする費用として多い金額とはいえません。

2、の御宿町選挙公報の厳格運用は、選挙法の規定であり、議会として関与できるものではないと考えます。

3、の議会議案の際の各議員の賛否の明確化は、議員の審議や賛否が見えるように傍聴席にテレビモニタを設置するとともに、現在インターネットを使ったビデオ中継を調査研究していますが、賛否を明確化するには採決方法の変更などが必要となり引き続き検討する必要があると考えます。

請願者は現職の区長や元区長をはじめ、町長にも議員にも直接意見を言える方々ばかりであり、請願という手段を取らなくとも十分目的は達成できると思われれます。また、こうした方々から議会に対し批判とも受け取られる指摘を受けることは心外ではありません。

御宿町議会は、4 年前の議会改革委員会で定数、報酬など様々な課題を整理し報告を行っており、定数は 12 名が最低であると報告されています。

政策提案でも、旧御宿高校は議会提案の貸し出しができる契約で購入され、中央国際高等学校の新年度のスクーリングは、750 名を超える生徒が民宿に宿泊を予定するなど、地域経済に大きな貢献を果たしています。

奨学金制度では、町長の提案は貸付型でしたが、議員提案で給付型もつくられ、応募者は給付型が 7 名で、貸付型はいませんでした。

また、地域の活動では、国の天然記念物の保護育成に 20 年を超えて取り組む議員、消防団のまとめ役として働く議員、大学生と一緒に町づくりの提案をおこなう議員、子どもマンガ教室など教育に力をつくす議員、ラジオ体操でまとめ役をする議員、里山マップなど新たな視点で活性化に取り組む議員、イベントで道具の貸し出しをはじめ、一緒に汗を流す議員。温泉まちづくりでは、町長は国からの 1350 万円を返納しましたが、2 事業所が独自の努

力で認可をとり、本年度は入湯者数 5,860 人、入湯税 879,000 円と 2 倍に増えるなど、議会内外で町づくりのエキスパートとして活動しています。

私は、こうした請願が提出される背景の一つには長と議会との関係があると考えます。一般的に町長の提案が否決となるのは 4 年の任期の中で 1 議案あるかないかです。

御宿町では、この 2 年間でも条例の否決や撤回をはじめ当初予算の修正可決など、枚挙に暇がありません。この 3 月定例議会でも条例改正に沿った予算になっておらず当初予算が撤回となるとともに、議会提出書類に間違いがありました。

さらに一般質問や議案の質疑で答弁不能となる事が多々あり、そのつど議会が中断となっています。これらの多くは執行部である長と職員の責任であり、議会や議員に責任はないと考えます。

御宿町の総合計画の基本理念は「笑顔と夢が膨らむまち」であり、御宿町議会は議決案件とし、計画の賛否を問わず議員全員が共有し、この立場で議員活動をおこなっています。

申すまでもなく長と議会は車の両輪であり、チェックアンドバランスとも言われています。町民の付託に応え、町民のための議会とするために、引き続き力を尽くす決意を申しあげて反対討論いたします。

## 賛成討論 (なし)

# 御宿町議会の改革の取組み

御宿町議会は、平成の大合併で単独の町づくりを選択したことにもない、行政改革を始め、町の活性化や議会改革などを議会として取組むことにしました。

## ふるさと見直し隊

(平成18年に結成)

①議員の費用弁償(旅費)や定例会、臨時会、全員協議会、委員会協議会等の日当を廃止(平成18年3月廃止)

廃止前の平成17年度には12万3千円が支払われていました。

②傍聴席にモニターテレビの設置(平成22年11月設置)

議員の姿が傍聴席で見えるようにしました。

## 議会改革委員会

(平成23年1月設置)

議長の諮問機関として定数や報酬をはじめ、議会活動に関し調査研究をおこない、平成23年の6月議会で報告しました。報告書を下記に再録します。

## 議会改革と政策提言委員会

(平成23年10月設置)

①議会傍聴規則を改正し、傍聴人にも議案閲覧を可能としました。(平成23年12月開始)

②議会ホームページを見やすく改

善(平成23年度)

③住民懇談会は、当面各種団体と行うこととし、観光協会、商工会、中山間実行委員会、御宿・岩和田漁業協同組合、商工会青年部、区長会など6団体と懇談。

④総合計画など町の重要な計画等を議決事項としました。(平成24年3月制定)

⑤開かれた議会として、会議の動画中継やデータ形式での会議書類の配付と閲覧にタブレットを事務局に1台導入し現在検証中です。(平成25年6月導入)

⑥「議会だより」の充実と改善で

は、印刷会社の編集ソフトを導入し、規定予算で全面カラー化となり、編集の取り組みについて甘楽町議会の視察を受けました。



執行部席と議員席が見えるようにモニターテレビが設置されました

## 議会改革委員会報告

議会改革委員会は、平成23年1月24日に第1回の委員会を開催し、その後、2月17日に第2回、2月24日に第3回、3月31日に第4回、5月11日に第5回、5月25日に第6回、6月2日に第7回の委員会を開催しました。

この協議の中で、議員定数・報酬・政務調査費・常任委員会や一般質問における反問権、議員どうしの討論、議会・議員を評価する制度、情報発信としてのホームページの活用などについて検討してきました。

改革項目については6月議会で報告(条例改正を含む)する項目と、10月からの新しい議会改革委員会で協議する項目に分けることとしました。

6月議会で報告する項目は、1定数、2報酬、3政務調査費、4常任委員会とします。

### ①定数

定数減を求める要望書も提出されたが、平成10年10月に16名から14名に、平成18年3月に14名から12名に減らしてきた経緯があり、民意(選挙)を汲み取るためには、これ以上の減は考えづらく、現状の人数が適切であるとする。

町民からは、議員の数より議員の資質が問われており、議員・議会が自ら身を律して前向きに活動し、報告を行うなど住民の付託に応える議会が求められる。

定数については、こうしたことを踏まえ、今後も町民の意見を取り入れて検討をしていくものとする。

### ②報酬

東北関東大震災に対する復興等の影響により、地方交付税等の歳入の減額が見込まれる。今後、公務員給与が削減された場合、議員報酬もそれに準じた取扱いが必要になる。状況がはっきりしてきた時に見直しを考慮するものとする。

### ③政務調査費

平成13年4月1日から月額5,000円、平成21年4月1日から月額3,500円と減らし、領収書の添付を義務付けるなど透明性を高めてきた。

調査費としては十分とはいえないが、増額する状況になく現状のままとする。

### ④常任委員会

本来であれば議員の定数を増やすべきという意見もある中で、平成18年の地方自治法改正で、委員会の兼務が可能となったことにより、常任委員会は三つのままで、一人が二つの委員会に属するようにする。

常任委員会の委員定数は8人とし、広く意見を聞き、議会の活発化につなげる。

6月議会で御宿町議会委員会条例の改正案を提出する。

## 第6回議会改革委員会での確認事項

①賛成・反対討論で一人が2回以上可能か。

討論の回数については、標準会議規則に明文規定はないが、1議題について1議員1回が会議原則とされている。

討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

②議員どうしの自由討論との関係は。

議員間の自由討議は、会議規則・条例で規定し認めているのが38議会、要綱や申し合わせで認めているのが5議会。

運用では質疑、討議のなかで行われる場合が多く、それらとは区別して議員間の自由討議の時間を設けているのは、22議会。多くは議事を止めて実施する方式であり、ここでの議論の結果は議事録には掲載されない可能性が大きい。

流山市 本会議での自由討論はない、反対・賛成討論あり。委員会では自由討論あり。

長生村 本会議での自由討論はない、反対・賛成討論あり。

③議案・会議資料の事前公開

印刷物での公開は、上程前の議案本文(議案書)の公開が22.3%、上程後の公開が72.3%と、一定程度、行われているが、会議資料の公開は19.1%。

④傍聴者への資料提供

傍聴者への資料提供は59.0%にあたる891議会で実施。【うち260議会(17.2%)で議員に配布されたものと同じ資料を提供。】

流山市 議案の閲覧させている。(人事案件、予算も含む)

長生村 議案の閲覧なし

⑤人事案件の議案様式(住所・氏名・生年月日)確認

標準様式は住所・氏名・生年月日を記載(候補者を特定するため)

⑥本会議または全員協議会で、町長報告の前に議長(議会)報告を入れる。

6月議会から、6月2日の議員協議会、7日の議運ではかる。

⑦住民懇談会(10月以降)について、議員協議会ではかる。

以上

左の文書は「議会改革委員会報告」として平成23年6月議法定例会で報告されたものです。  
右の文書は同じ時期に検討課題を整理したものです。